

○総合特別区域法施行令（平成二十三年七月二十九日政令第二百四十三号）

一部改正 平成二五年 九月一二日政令第二六五号

一部改正 平成二五年一二月 六日政令第三三三三号

一部改正 平成二五年一二月二〇日政令第三五三三号

総合特別区域法施行令をここに公布する。

総合特別区域法施行令

内閣は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第二号イ及び第三項第二号並びに第五十条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第二項第二号イの政令で定める事業）

第一条 総合特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号イの政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 環境への負荷の低減その他環境の保全に資する高度な技術に関する研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であつて内閣府令で定めるもの

- 二 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であつて内閣府令で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る高度な産業技術の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であつて内閣府令で定めるもの
- 四 国際海上輸送網の拠点となる港湾若しくは国際航空輸送網の拠点となる空港の整備若しくは運営又はこれらの港湾若しくは空港を拠点として我が国と外国との間において行う貨物の運送に関する事業であつて内閣府令で定めるもの
- 五 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であつて内閣府令で定めるもの

(法第二条第三項第二号の政令で定める事業)

第二条 法第二条第三項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の地域における農林水産業の振興に資する事業であつて内閣府令で定めるもの
 - 二 地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の地域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの
 - 三 地域の観光資源を活用した観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域における観光の振興に資する事業であつて内閣府令で定めるもの
 - 四 資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の地域における環境の保全及び向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であつて内閣府令で定めるもの
- (法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え)

第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四章の

規定を適用する場合においては、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変

更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合又は第一項」とする。

（権限の委任）

第四条 法第二十二條の二第一項及び第三項、同條第四項において準用する道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十九條第三項及び第六十六條第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに法第二十二條の二第五項に規定する国土交通大臣の権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

（法第三十七條の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第五条 法第三十七條の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八條第二項中「同法第八條第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一

号)第三十九条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。)内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)」の認定があつた場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。)」がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)」の認

定があつた場合又は第一項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

(地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三十五の次に次の一条を加える。

（法第七百一条の三十四第三項第十九号のニイ及びロの施設）

第五十六条の三十五の二 法第七百一条の三十四第三項第十九号のニイ及びロに規定する政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備とする。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第三条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十二号中「第三十九条」を「第四十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五条

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第四条 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項に次の一号を加える。

十 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五条

（内閣府本府組織令の一部改正）

第五条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号チ中「第三号ワ」を「第三号カ」に改め、同条第三号中サをキとし、ヤからアまでをマからサまでとし、同号ク中「ノ及びオ」を「オ及びク」に改め、同号クを同号ヤとし、同号中オをクとし、ウからノまでをキからオまでとし、同号ム中「ヲからラまで」を「ワからムまで」に改め、同号ムを同号ウとし、同号中ラをムとし、リからナまでをヌからラまでとし、チの次に次のように加える。

リ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域

の指定に関する事、同法第十二條第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関する事、同法第二十八條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関する事、同法第三十一條第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関する事、同法第三十五條第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関する事、同法第五十六條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関する事並びに総合特別区域（同法第二條第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

（国土交通省組織令の一部改正）

第六條 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四條の二第五号及び第二百二十四條の九第三号中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

附 則（平成二五年九月一二日政令第二六五号）

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十三日）から施行する。

附 則（平成二五年一二月六日政令第三三三三号）（抄）

（施行期日）

1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条中河川法施行令第十六条の四及び第五十九条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二〇日政令第三五三三号）

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。